

# 令和3年度 指定管理者監査結果報告書

## 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定による監査
- 2 監査の対象 (1) 公の施設 羽村市動物公園  
(2) 指定管理者 株式会社横浜八景島  
(3) 所管課 都市建設部土木課、財務部契約管財課
- 3 監査の範囲 令和元年度及び令和2年度に執行された公の施設に係る会計処理等に関する事務並びにその他関連する事務事業の執行状況
- 4 監査の期間 令和3年11月19日から令和4年1月28日まで  
(説明聴取日 令和3年12月3日)
- 5 監査の主眼 **【所管課】**
  - (1) 指定管理者を導入した目的及び趣旨が達成されているか。
  - (2) 指定管理者の指定は公正・適正に行われているか。
  - (3) 協定等の締結は適正に行われているか。
  - (4) 指定管理者が利用料金を定めている場合は、その料金が合理的なものになっているか。また、その承認手続きは適正に行われているか。
  - (5) 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
  - (6) 業務の履行確認は実績報告書により適切になされているか。
  - (7) 協定書・仕様書に記載すべきものが記載されているか。
  - (8) 指定管理者とともに当該施設における財務上のリスクを識別し、そのリスクを防止・回避するための対策等が講じられているか。また、リスク防止対策等は、適宜、適切な見直しも行われているか。**【指定管理者】**
  - (1) 施設の管理運営及び財産の管理は適切に行われているか。
  - (2) 事業の執行は協定書等の目的及び仕様書のとおり実施されているか。
  - (3) 会計処理は適正に行われているか。
  - (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
  - (5) 利用料金の設定等は適正になされているか。
  - (6) 収納事務は適正に行われているか。
  - (7) 利用促進のための努力はなされているか。
- 6 監査の方法 監査にあたっては、「5 監査の主眼」に基づき、書類審査、説明聴取、質問調査及び現地調査を実施した。

## 第2 監査の結果

### 1 対象施設の概要

- (1) 名 称 羽村市動物公園
- (2) 所在地 羽村市羽 4112 番地
- (3) 開設 昭和 53 年 5 月 1 日
- (4) 規模
- ① 総面積 42,691 m<sup>2</sup> (国有地 35,427 m<sup>2</sup>、市有地 7,264 m<sup>2</sup>)  
※総面積のうち約 3 分の 1 (14,000 m<sup>2</sup>) は動物園、  
残りの約 3 分の 2 (28,600 m<sup>2</sup>) を公園としている。
- ② 建物概要 管理事務所、スタディホール、動物飼育舎、動物病院、売店、倉庫、  
トイレ、休憩所等 (全 107 か所)
- (5) 飼育動物の種類・数 (令和 3 年 3 月 31 日現在)  
84 種・641 点 (哺乳類 30 種・371 点、鳥類 34 種・150 点、  
爬虫類 7 種・48 点、両生類 2 種・5 点、  
魚類 9 種・44 点、無脊椎類 2 種・23 点)
- (6) 開園時間及び休園日
- ① 開園時間 ア 午前 9 時～午後 4 時 30 分 (3 月～10 月)  
イ 午前 9 時～午後 4 時 (11 月～2 月)  
※開園時間前の午前 6 時～8 時は無料開放としている。
- ② 休園日 ア 毎週月曜日  
※この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるとき  
を除く  
イ 1 月 1 日及び 12 月 29 日～12 月 31 日
- (7) 指定管理者制度による管理運営委託  
羽村市動物公園は、平成 20 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入し、次の指定期  
間で指定管理者が施設の管理運営を行っている。
- ① 指定期間
- ア 第 1 期 平成 20 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 (4 年)  
指定管理者：株式会社横浜八景島
- イ 第 2 期 平成 24 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 (4 年)  
指定管理者：株式会社横浜八景島
- ウ 第 3 期 平成 28 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 (4 年)  
指定管理者：株式会社横浜八景島
- エ 第 4 期 令和 2 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 (4 年)  
指定管理者：株式会社横浜八景島

## 2 指定管理者の選定

### (1) 選定の経過

羽村市動物公園（以下「動物公園」という。）は、その設置目的を効果的に達成するため、平成20年4月1日から指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度による管理運営委託期間は、1の(7)に記すとおりであり、第3期の指定期間が満了するにあたり、引き続き指定管理者制度を導入することとし、以下の経過のとおり、株式会社横浜八景島を指定管理者に選定した。

#### ① 選定等の経過

令和元年9月2日	広報はむら・市公式サイトに応募要領等掲載 応募要領等配布開始
令和元年9月12日	現地説明会の開催
令和元年9月20日	質問受付終了
令和元年9月27日	質問の回答を市公式サイトに掲載
令和元年9月30日	申請受付開始
令和元年10月4日	申請受付終了
令和元年10月29日	羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の開催
令和元年12月19日	令和元年第5回羽村市議会（定例会）において、 「羽村市動物公園の指定管理者の指定について」原案可決
令和2年3月30日	協定書締結
令和2年4月1日	指定管理者による第4期の管理運営開始

### (2) 羽村市と指定管理者との協定書の主な内容

動物公園を適正かつ円滑に管理するために、羽村市は株式会社横浜八景島と協定書を締結した。

協定書に定める羽村市と指定管理者の主な役割分担等は、次のとおりである。

#### ① 指定管理者の指定の意義（協定書第2条）

指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、市民の憩いの場を提供するとともに、動物の飼育及び展示等を通じ、動物に対する知識及び愛護思想の普及啓発を図り、もって公共の福祉の増進に資することにある。

#### ② 指定期間（協定書第7条）

指定期間は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までとする。

#### ③ 指定管理者の業務の範囲（協定書第8・9条）

## 【本業務】

- ア 動物公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- イ 動物公園の利用料金の収納、減免及び返還に関する業務
- ウ 市民と動物とのふれあい事業等に関する業務
- エ 動物の収集、飼育、展示、保護、繁殖、調査及び研究に関する業務
- オ 動物に対する知識、動物愛護思想及び環境教育の普及啓発に関する業務
- カ その他、動物公園の管理に関し羽村市が必要と認める業務

## 【自主事業】

ア 動物公園条例に定める設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、羽村市との協議を経て事前に許可を受け、指定管理者が自己の責任と費用により実施する事業

### ④ 羽村市が行う業務の範囲（協定書第 10 条）

- ア 不払い利用料金の徴収業務
- イ 管理施設の目的外使用許可・占用許可
- ウ 不服申立てに対する決定

### ⑤ 指定管理委託料の支払い（協定書第 32 条）

羽村市は、指定管理業務の対価として、指定管理者に対して年度別に次の指定管理委託料を支払う（各年度の指定管理委託料を 12 で除した額を毎月支払う）ものとする。

【令和 2 年度】 110,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

【令和 3 年度】 110,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

【令和 4 年度】 110,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

【令和 5 年度】 110,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### ⑥ 利用料金収入の取扱い、利用料金の決定（協定書第 34・35 条）

利用料金は、指定管理者の収入とし、動物公園条例に規定する範囲内において定めるものとする。

### ⑦ 利用料金の精算（協定書第 36 条）

動物公園条例第 6 条に規定する 4 施設共通利用回数券で施設を利用した場合の利用料金の精算は、原則として毎月行うものとする。

### ⑧ 管理施設及び管理備品の修繕等（協定書第 25 条）

管理施設及び管理備品の修繕等（修繕・買い替え）については、毎年 500 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の修繕費を事業計画書等に計上し、履行するものとする。なお、修繕費について、最終的に執行残が生じた場合、指定管理の最終年度において、当該残額を委託料から減額するものとする。

### ⑨ 羽村市による管理施設及び管理備品の貸与等（協定書第 24 条）

羽村市は管理施設及び管理備品を無償で指定管理者に貸与する。指定管理者は、指定期間中、管理施設及び管理備品に要する消耗品を自己の費用で購入または調達し、補充しなければならない。なお、購入または調達した管理備品は羽村市に帰属するものとする。

### ⑩ 新たな施設の建設及び備品等の購入等（協定書第 26 条）

施設内に新たに施設が必要となった場合、または修繕費で行うことのできない修繕

案件が生じた場合は、指定管理者は羽村市に執行を求めることができるものとし、羽村市が必要と認めたものについて、市の予算の範囲内で執行するものとする。指定管理者は、羽村市が貸与する管理備品以外の備品を購入または調達し、本業務実施のために供することができるものとする。なお、この場合において、指定管理者は、当該購入または調達について羽村市に報告するものとする。また、建設、購入または調達した施設及び備品の帰属先は、羽村市と指定管理者との協議により決定するものとする。

⑪ 保険（協定書第 40 条）

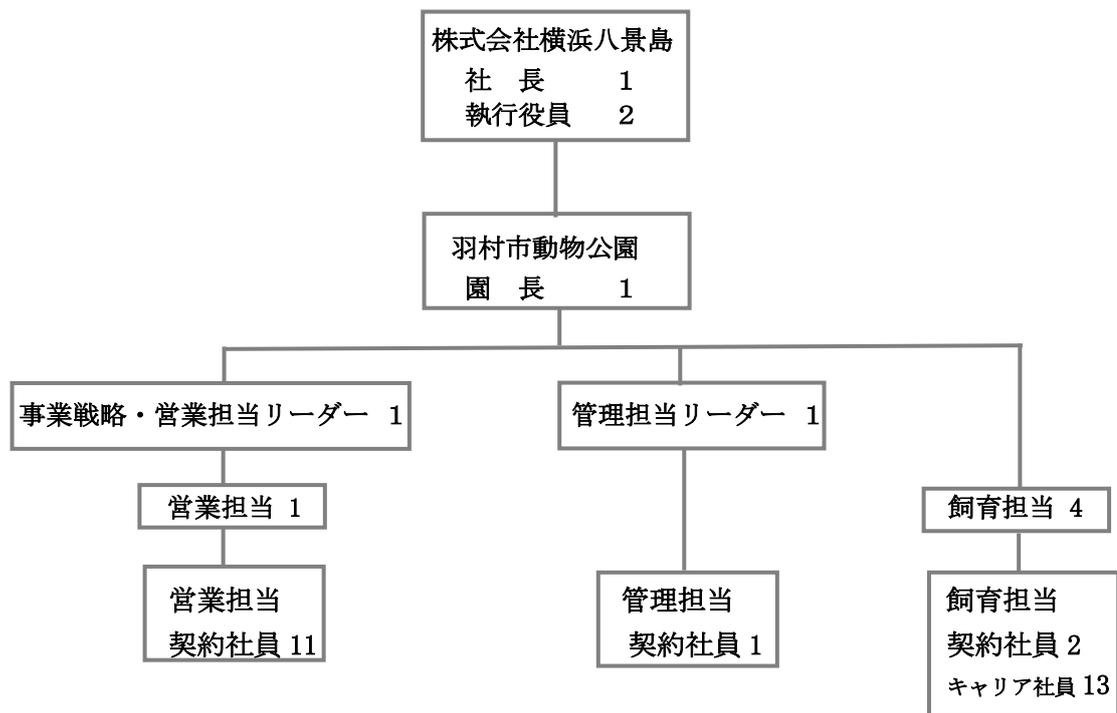
本業務の実施にあたり、羽村市は火災保険及び施設賠償責任保険、指定管理者は損害賠償責任保険をそれぞれ付保しなければならない。

### 3 事業概要

(1) 組織

動物公園の管理運営は前述のとおり「株式会社横浜八景島」が行っており、組織体制は以下のとおりである。

【株式会社横浜八景島】



(2) 事業の内容

動物公園の設置目的は、市民の憩いの場を提供するとともに、動物の飼育及び展示等を通じ、動物に対する知識及び愛護思想の普及啓発を図り、もって公共の福祉の増進に資することである。

事業の基本方針は、市民と動物とのふれあい事業等に関すること、動物の収集、飼育、展示、保護、繁殖、調査及び研究に関すること、動物に対する知識、動物愛

護思想及び環境教育の普及啓発に関することとしている。

指定管理者は、公共施設である動物公園の基本的使命と社会的責任を認識し、動物公園条例及び協定書等の法令遵守にとどまらず、これまでの施設管理運営で培ったノウハウや実績を最大限活用して、コスト縮減との均衡を保ちながら、入園者にとって快適で安全・安心な空間を提供できるよう、「ぬくもりある動物公園」を基本テーマに掲げ、日々事業の実施に努めている。

また、地域に根ざした市民協働型の花いっぱい動物公園づくり、ボランティアの運営によるボランティアステージ、五月の節句・七夕・クリスマス・正月等にちなんだイベント、四季を感じられるイベントなど、創意工夫を凝らした事業を展開している。

指定管理者は、開演前の午前 6 時から 8 時までを市民に無料開放し、動物園の機能としてでなく、都市公園としての機能を果たすべく、このような積極的な取り組みも行っている。

動物の飼育に関しては、公益社団法人 日本動物園水族館協会が発行する「新・飼育ハンドブック」に準拠した飼育管理を行っており、令和 3 年 3 月 31 日現在の飼育動物は 84 種・641 点である。また、動物園等の間で繁殖を目的に相互に貸し借りするブリーディングローンによる借受け動物は 26 点、貸出し動物が 21 点となっている。

社会貢献活動の一環として、市内中学校の職場体験や市内小学校から大学・専門学校での体験学習、実習などの受け入れを積極的に行っており、次世代の人材育成にも寄与している。

入園者サービスについては、コンプライアンス体制を確立するとともに、運営に必要な基本情報を職員が共有し、コミュニケーション能力の向上を図り、障害者や高齢者を含めた全ての入園者が利用しやすいように配慮している。また、園内にはアンケート箱を設置し、入園者からの意見や要望を聴取して、業務改善に反映している。

施設の維持管理については、安全・安心な施設運営を行うため、年度計画を作成し、それに基づき、日常点検及び月次点検を実施している。

安全対策面では、安全管理・事故防止マニュアルや地震発生時の対応マニュアル等に従い、入園者の安全を第一に考え、日常的に園内を巡回点検するとともに、異常時や緊急事態の際には速やかに対応し、入園者等の安全確保に努めている。また、避難訓練や火災訓練、動物脱出時対応訓練等を実施するとともに、朝礼等の日常業務の中でも安全対策を確認し合っている。

なお、令和元年度に指定管理者が実施した事業は、第 1・2 表のとおりである。

【第1表】令和元年度事業成果指標指定事業実施状況

事業名	実施期間	事業名	実施期間
伝承行事・伝承飾り 鯉のぼり	4月22日～5月7日	親子ナイトツアー	8月4・11・18・25日
伝承行事・伝承飾り 七夕（星座紹介・短冊づくり）	7月2日～8月31日	動物慰霊祭	9月22日
伝承行事・伝承飾り 門松	12月29日～1月6日	文化財ウィーク	10月26・27日 11月2・3日
新春イベント おしるこ	1月4日	羽村市産業祭出展	11月2・3日
新春イベント 餅つき	1月3日	ボランティアステージ 紙芝居	毎月1回
新春イベント 節分	2月1日	動物公園ホームページの充実	通年
動物スポットガイド （キリン・ポニーなど）	土日祝日		

【第2表】令和元年度自主事業実施状況

事業名	実施期間	事業名	実施期間
エサやりツアー	通年（1日2回）	DIA DE LOS MUERTOS ～おもいでの仲間たち～	10月12日～11月4日
エサやり隊	通年（1日2回）	新童話ランド「おおきなかぶ」 お披露目式	10月14日
水鳥に餌をあげよう！	通年	国際テナガザルDAY特別スタンプ	10月19日～27日
おさるのおやつ	通年	ハロウィン特別イベント	10月26・27・31日・
ニシキゴイに餌をあげよう！	通年	写生コンクール（作品募集）	10月15日～11月24日
ペンギンランチ	通年（1日2回）	写生コンクール 写生会	11月2日
スタンプラリー	土日・祝日	写生コンクール 表彰式	1月19日
どうぶつクイズ これでキミも動物博士だ！	通年	写生コンクール 作品展示	1月2日～2月23日
イースターの日イベント エッグハント・卵クイズ・ エッグペイント	4月1日～5月6日	バードウォッチングウィーク ～鳥たちについて学ぼう～	11月1日～7日
飼育の日イベント 「子供飼育体験ツアー」	4月14・21日	いい手の日 ～動物の手について学ぼう～	11月8日～10日
世界ペンギンの日特別イベント 「脱走ペンギンを捕獲せよ！」	4月27日～30日	いい歯の日 ～動物の歯について学ぼう～	11月8日～10日
動物のフンを使った紙すき体験！	5月1日	ビーバーがかじった木を使って クリスマスオブジェ作り	12月14・15・21・22日
サーバルユキちゃんのお誕生日！ サーバルガイド！	5月1日	2020年モルモット総選挙（干支企画）	12月21日～1月13日
ヤマアラシの針を使ってオリ ジナルアクセサリー作り！	5月2日	トナカイと一緒に写真撮影	12月21・22・24・25日
愛鳥週間ジャックの宝探し	5月10日～16日	ねずみ年特別イベント ねずみスタンプを集めよう	12月26日～1月5日
愛鳥週間「鳥類ガイド」	5月14日	開運！ビーバーおみくじ	12月26日～1月30日

羊の毛刈り	5月19日	動物園で年越しそば	12月31日
世界カメの日 カメさんにステキな甲羅をプレゼント!	5月25日	カピバラにおせちをプレゼント	1月2・3日
雨の日イベント	6月雨の日	ねずみ年特別イベント ヤマアラシにごはんをあげよう!	1月4・5日
羽村市環境フェスティバル出展	6月1日	お正月イベント 動物カルタ大会	1月4・5日
みんなで協力してキリンパネルを完成させよう!	6月21日～28日	お正月イベント お餅のお賽銭をあげよう	1月5日
ツイッターフォトコンテスト	7月15日～8月3日	バレンタインデーイベント	2月14日～16日
カブトムシ教室	7月20日～8月4日	2月22日はネコの日「にゃんにゃんガイド&お食事タイム」	2月22日
動物たちに氷のプレゼント	7月27日、8月4・11・18・25日	動物にお肉丸ごとプレゼント ～動物福祉のための屠体給餌～	2月24日
国際レッサーパンダの日特別ガイドとパネル展	9月10日～23日	モルモットのひな壇飾り	3月1・3日
子供飼育体験ツアー	9月23・29日	金魚展	3月20日～27日
小学生獣医体験	10月5日	世界野生生物の日イベント パネル展	3月3日～27日
ヤマアラシ（アカリ）お誕生日会	10月8日		

### (3) 入園者数の状況

動物公園の入園者数の状況は、第3・4表のとおりである。

令和元年度の年間入園者数は、指定管理者が掲げた成果指標（240,000人）より35,031人少ない204,969人で、前年度（平成30年度）と比べて14,750人の減少となっている。また、過去5年間（平成28～令和2年度）の平均入園者数（211,812人）と比較しても6,843人少ない数値となっている。

令和2年度の入園者数は182,915人で、前年度（元年度）と比べて22,054人の減少となっている。また、過去5年間（平成28～令和2年度）の平均入園者数（211,812人）と比較しても28,897人少ない数値となっている。その原因としては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4・5月の2か月間を休園とした影響によるものと考えられる。

#### 【第3表】過去5年間の入園者数実績及び

##### 動物公園事業成果指標（入園者の見込み）

年度	入園者数	動物公園事業成果指標 （入園者の見込み）
平成28年度	225,930人	240,000人
平成29年度	225,528人	240,000人
平成30年度	219,719人	240,000人

令和元年度	204,969 人	240,000 人
令和2年度	182,915 人	240,000 人
令和3年度		240,000 人
令和4年度		240,000 人
令和5年度		240,000 人

※平成28～令和2年度の過去5年間の平均入園者数は、211,812人である。

※平成28～令和元年度の動物公園事業成果指標（入園者の見込み）は、平成28年4月1日からの第3期指定管理者応募要領の数値である。

※令和2～5年度の動物公園事業成果指標（入園者の見込み）は、令和2年4月1日からの第4期指定管理者応募要領の数値である。

【第4表】入園者数比較

(単位：人)

区分 月別	平成30年度	令和元年度	比較 (元-30)	令和元年度	令和2年度	比較 (2-元)
4月	26,031	25,837	△194	25,837	0	△25,837
5月	29,970	33,581	3,611	33,581	0	△33,581
6月	12,101	11,363	△738	11,363	16,155	4,792
7月	6,073	7,959	1,886	7,959	10,863	2,904
8月	10,616	9,158	△1,458	9,158	14,650	5,492
9月	16,926	18,987	2,061	18,987	18,149	△838
4～9月累計	101,717	106,885	5,168	106,885	59,817	△47,068
10月	28,748	18,297	△10,451	18,297	22,018	3,721
11月	21,247	20,724	△523	20,724	26,535	5,811
12月	12,867	12,244	△623	12,244	12,602	358
1月	16,371	14,475	△1,896	14,475	13,749	△726
2月	14,289	18,336	4,047	18,336	24,834	6,498
3月	24,480	14,008	△10,472	14,008	23,360	9,352
10～3月累計	118,002	98,084	△19,918	98,084	123,098	25,014
合計	219,719	204,969	△14,750	204,969	182,915	△22,054

(4) 利用料金等の収入の状況

動物公園の利用料金は、入園料（第5表参照）と物品販売等の収入に大きく分けられ、その収入状況は第6表のとおりである。

まず、利用料金等の収入のうち入園料収入は、令和元年度が29,922,560円であり、前年度と比較して1,768,480円（5.6%）の減少となっている。入園者数も同様に14,750人（6.7%）減少している。

令和2年度の入園料収入は38,146,070円であり、前年度と比較して8,223,510円（27.5%）増加し、入園者数は22,054人（10.8%）減少している。

入園料については、同年 7 月に入園料が改定された影響により利用料収入が増額となっている（第 5 表）。また、入園者数については新型コロナウイルス感染症拡大による政府の緊急事態宣言を受けて 4 月・5 月の 2 か月間を休園した影響によるものと考えられる。

【第 5 表】 入園料

《旧料金：令和 2 年 6 月 30 日まで》

区 分	金 額	区 分	金 額
75 歳以上の者	無料	4 歳以上 15 歳未満の者	50 円
65 歳以上 75 歳未満の者	100 円	※中学生はこの区分に含む	
15 歳以上 65 歳未満の者	300 円	4 歳未満の者	無料

《新料金：令和 2 年 7 月 1 日から》

区 分	金 額	区 分	金 額
75 歳以上の者	無料	小中学生	100 円
65 歳以上 75 歳未満の者	150 円	4 歳以上の未就学児	50 円
15 歳以上 65 歳未満の者	400 円	4 歳未満の者	無料

【第 6 表】 利用料金等の収入の状況

(単位：円)

月別 \ 区分	平成 30 年度	令和元年度	比 較 (元-30)	令和 2 年度	比 較	
					対 30 年度	対元年度
4 月	3,355,150	3,715,700	360,550	0	△3,355,150	△3,715,700
5 月	4,407,440	4,475,790	68,350	0	△4,407,440	△4,475,790
6 月	1,840,560	1,712,860	△127,700	2,811,050	970,490	1,098,190
7 月	925,410	1,188,440	263,030	2,481,150	1,555,740	1,292,710
8 月	1,647,850	1,456,400	△191,450	3,334,200	1,686,350	1,877,800
9 月	2,620,110	2,797,780	177,670	3,982,710	1,362,600	1,184,930
4～9 月累計	14,796,520	15,346,970	550,450	12,609,110	△2,187,410	△2,737,860
10 月	3,405,210	2,327,630	△1,077,580	4,529,370	1,124,160	2,201,740
11 月	3,060,050	3,006,640	△53,410	5,406,510	2,346,460	2,399,870
12 月	1,885,030	1,836,770	△48,260	2,617,170	732,140	780,400
1 月	2,638,860	2,319,320	△319,540	2,952,500	313,640	633,180
2 月	2,331,110	2,941,570	610,460	5,525,500	3,194,390	2,583,930
3 月	3,574,260	2,143,660	△1,430,600	4,505,910	931,650	2,362,250
10～3 月累計	16,894,520	14,575,590	△2,318,930	25,536,960	8,642,440	10,961,370
入 園 料 計 (A)	31,691,040	29,922,560	△1,768,480	38,146,070	6,455,030	8,223,510
物品販売収入	23,259,138	19,716,096	△3,543,042	11,621,224	△11,637,914	△8,094,872

餌やり体験等事業収入	13,170,250	12,585,246	△585,004	11,806,604	△1,363,646	△778,642
物品販売等計 (B)	36,429,388	32,301,342	△4,128,046	23,427,828	△13,001,560	△8,873,514
合 計 (A+B)	68,120,428	62,223,902	△5,896,526	61,573,898	△6,546,530	△650,004

#### (5) 収支状況

令和元年度及び令和2年度の収支状況は、第7表のとおりである。

令和元年度の収入決算額は151,265,800円で、このうち市からの委託料は89,041,898円で収入総額の58.9%を占めている。また、入園料収入は29,922,560円で収入総額の19.8%であり、物品販売収入は19,716,096円で収入総額の13.0%、餌やり体験等の自主事業によるその他収入は12,585,246円で収入総額に占める割合の8.3%である。

支出決算額は172,686,340円で、その内訳は人件費101,779,229円で支出総額の58.9%を占めている。人件費を除く支出の主なもの、飼育費が20,086,774円で支出総額の11.7%であり、委託業務費12,425,219円(同7.2%)、水道費9,365,934円(同5.4%)、商品仕入費8,526,716円(同4.9%)である。

令和元年度収支差引決算額については、21,420,540円の赤字となっている。

降雨や猛暑等の気象条件による影響や、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から入園者の減少などが入園料・物品販売及び餌やり体験事業等の収入減につながっていると考えられる。また、令和元年10月から消費税が2%増税となり、税率が10%となったことにより仕入れ原価等の増額が影響している。

令和2年度の収入決算額は179,815,001円で、このうち市からの委託料は118,241,103円で収入総額の65.7%を占めている。また、入園料収入は38,146,070円で収入総額の21.2%であり、物品販売収入は11,621,224円で収入総額の6.5%、イベント収入等の自主事業によるその他収入は11,806,604円で収入総額に占める割合の6.6%である。

支出決算額は175,712,894円で、その内訳は人件費114,621,453円で支出総額の65.2%を占めている。人件費を除く支出の主なもの、飼育費が17,332,760円で支出総額の9.9%であり、委託業務費7,485,043円(同4.3%)、水道費7,818,923円(同4.4%)、商品仕入費5,825,778円(同3.3%)である。

令和2年度収支差引決算額については、4,102,107円の黒字となっている。

新型コロナウイルス感染拡大による政府の緊急事態宣言を受けて令和2年3月28日から6月1日まで臨時休園となり、4月・5月の2か月間は営業ができない状況であった。しかし、感染拡大防止対策に万全な体制をとっていたことやマイクロリズムが推奨されたことなどにより再開後の入園者数は毎月例年よりも高く推移している。

令和2年度は、7月から入園料が改定され利用料収入が増額となったが、臨時休園の影響で物品販売収入や自主事業によるその他収入が前年度と比較し減少している。収入総額は、市委託料や入園料の増により前年度と比較して増額となった。

支出に関しては、人件費の増の影響により、支出総額は前年度と比較して増額となった。

【第7表】収支状況

(単位：円、%)

項 目	令和元年度		令和2年度		
	全期 (4~3月)	構成比	全期 (4~3月)	構成比	
収入の部	市委託料	89,041,898	58.9	118,241,103	65.7
	入園料	29,922,560	19.8	38,146,070	21.2
	物品販売収入	19,716,096	13.0	11,621,224	6.5
	その他収入	12,585,246	8.3	11,806,604	6.6
	収入合計 (A)	151,265,800	100.0	179,815,001	100.0
支出の部	人件費	101,779,229	58.9	114,621,453	65.2
	その他の経費	70,907,111	41.1	61,091,441	34.8
	商品仕入費	8,526,716	4.9	5,825,778	3.3
	修繕費	7,251,378	4.2	5,066,223	2.9
	光熱費	5,404,009	3.1	4,459,432	2.5
	水道費	9,365,934	5.4	7,818,923	4.4
	委託業務費	12,425,219	7.2	7,485,043	4.3
	飼育費	20,086,774	11.7	17,332,760	9.9
	その他	7,847,081	4.6	13,103,282	7.5
支出合計 (B)	172,686,340	100.0	175,712,894	100.0	
収支差引 (A) - (B)	△21,420,540		4,102,107		

#### 4 総括

動物公園の指定管理者である「株式会社横浜八景島」及び所管課について監査を行った結果、指定管理者選定及び指定に関する事務、協定書の締結に係る事務並びに公の施設の管理・運営、会計経理等に関する事務、その他関連する事務事業は、関係法令に基づき、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、所管課においては、月次報告書の提出時に、書面に限らず指定管理者から口頭による報告を受ける体制を整え、月次報告書の提出時以外にも、適宜、履行確認を実施しており指導監督も適切に行われていた。

動物公園に指定管理者制度を導入した目的は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、市民の憩いの場を提供するとともに、動物の飼育及び展示等を通じ、動物に対する知識及び愛護思想の普及啓発を図り、もって公共の福祉の増進に資することにある。その意味で、指定管理者に「株式会社横浜八景島」を指定し、管理・運営させていることは、指定管理者制度を導入した目的に合致し、現在のところ堅実に遂行されていると認められた。

なお、監査における個別の意見等は以下のとおりであり、事務処理上、留意すべき事項については意見・要望として提示する。

#### ○指定管理者制度の導入効果について

動物公園に指定管理者制度を導入してから第4期目を迎えたが、指定管理者は協定書の「指定管理者の指定の意義」を踏まえ、多方面で培ってきたノウハウや経験を生かし、地域性を考察しながら当園の規模なども考慮しつつ様々な事業を展開して継続的に安定した管理運営がなされており、本制度の導入効果を確認することができた。

今後も引き続き、入園者の増加と収益の拡大のために大いに経営手腕を発揮していただくことを期待する。

#### ○経営面について

入園者数は屋外施設であるが故に天候によって大きく左右することから、天候不順が続くことにより大幅に入園者数が減少することが考えられるが、常に気象情報に気を配るとともに、日々の気象データを蓄積して分析することにより後の対応につなげていくことが可能となる。今後、その取組みを検討されたい。

また、園内で実施しているアンケートは入園者の生の声であり、反応を探るうえでは非常に有益で重要な情報である。アンケートについてはこれまで以上に市と指定管理の双方で確認・協議し合って、しっかりと分析したうえで、対応策などを検討し、経営改善の一助にされたい。

#### ○施設の維持管理について

動物公園は昭和53年の開設から43年が経過しており、経年による施設の老朽化が目立ち始めてきている中で、初めてとなる大規模な改修工事が実施され、外観的にはリニューアルされたものの、園内を視察してみると設備や備品も傷みが激しいものも見受けられた。

現在の市の財政状況を勘案すると大変厳しい状況ではあるが、市では指定管理者の現場の声に丁寧に耳を傾け、双方で協議し合って、入園者の安全性を最優先とする今後の修繕計画を検討されたい。